

## 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて町が制定する基準

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 61 号)

|      |  |                            |
|------|--|----------------------------|
| 対象施設 | 地域型保育事業  | 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 概要   | <p>新制度では、新たに市町村の認可事業として、3歳未満児を対象とする地域型保育事業が創設される。</p> <p>市町村は、国が定める基準に基づき、認可基準を条例で定めることとなる。</p> <p>なお、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）は都道府県の認可事業となっている。</p> |                            |
| 町の対応 | 条例   |                            |

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
(平成 26 年 4 月 30 日内閣府令第 39 号)

|      |  |                            |
|------|--|----------------------------|
| 対象施設 | 教育・保育施設  | 認定こども園、幼稚園（施設型給付）、保育所      |
|      | 地域型保育事業  | 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| 概要   | <p>新制度において、子ども・子育て支援給付の対象となる施設等は、市町村が確認することとされている。</p> <p>市町村は、国が定める基準に基づき、確認基準を条例で定めることとなる。</p> |                            |
| 町の対応 | 条例   |                            |

3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号)

|      |   |
|------|---|
| 対象施設 | 放課後児童健全育成事業（学童保育）   |
| 概要   | <p>新制度において、放課後児童健全育成事業は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられる。</p> <p>市町村は、国の定める基準に基づき、設備運営基準を条例で定めることとなる。</p> |
| 町の対応 | 条例  |

## 4 その他の基準

## ・支給認定基準

市町村が、保育の必要性を認定する際の基準

## ・教育・保育の利用料徴収基準

認定こども園、幼稚園（施設型給付）、保育所を利用する際に、保護者が負担する保育料の基準